

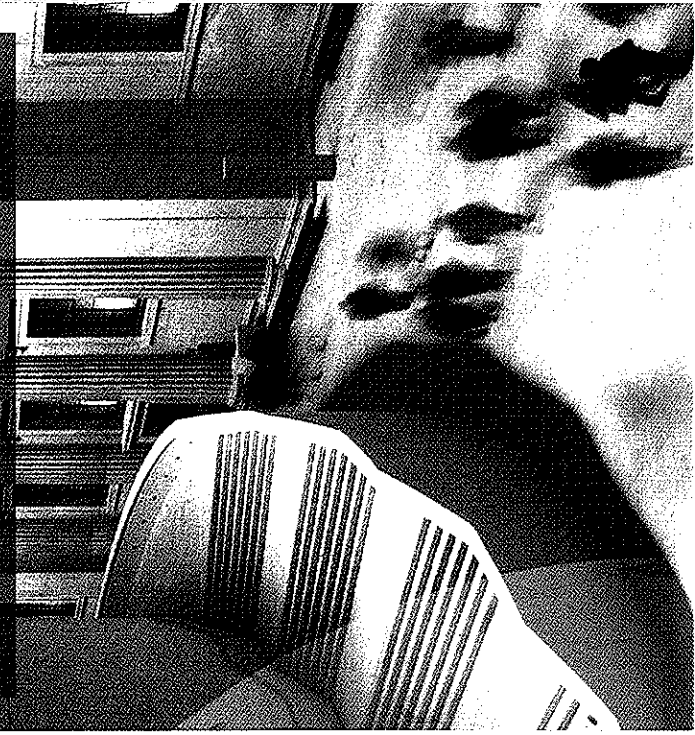
新しい入国査証申請手続きについて

2003年11月13日より、6ヶ月以上滞在する予定で英国を訪れる方について、EU国籍者以外の方には新しい入国査証申請手続きが導入されます。日本国籍者も含まれます。

この変更は、観光や仕事で6ヶ月以内英国に滞在する日本国籍者に影響はありません。このような方は今後も入国査証は必要としません。

新しい規則では、英国に6ヶ月以上滞在する場合、渡英前にエントリークリアランス（入国査証）を入手することが義務付けられます。エントリークリアランスはパスポート上に貼付されます。この変更による影響を受けるのは主に学生や労働許可証保持者です。

今回の変更は新しいEU入国規定に起因しています。渡航に関する不正手段を排除することで、在留許可証を標準化し、安全性を高めることを目的としています。英国は、EU以外の国籍の方々に対し、到着後レジデンス・パーミット（滞在許可）を取得するよう求める代わりに到着前にエントリークリアランスの取得を義務づける決定を行いました。これは、申請処理に要する時間を短縮し、英国を訪れる長期滞在の日本の方にとって便利な方法といえます。



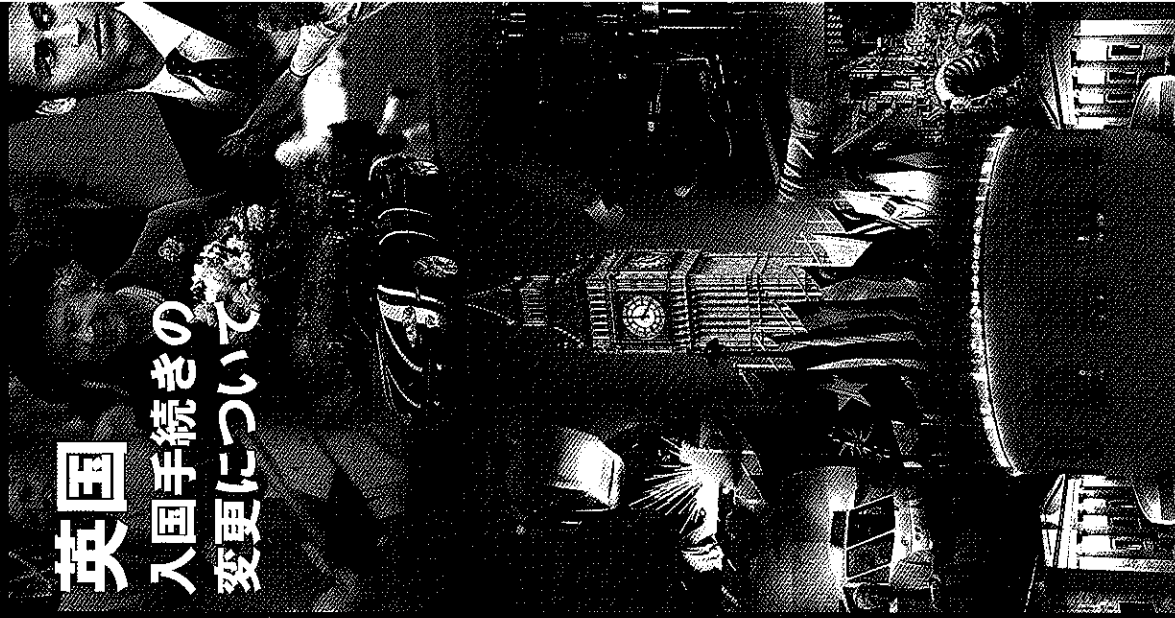
Visit **UKNOW**

英国に関する最新情報は
<http://www.uknow.or.jp>

MEMO

IMPORTANT CHANGES TO
UK ENTRY REGULATIONS.
UK VISAS

英国
入国手続きの
変更について



慎重にチェックした上でこの情報をお届けしていますが、必ずしも該当しないケースもありますので、あくまで一般的なガイダンスと考慮してください。英国政府はこの情報による損害等の責任を負うことはできません。不明な点は必ず渡航前に英国大使館で確認してください。

発行：駐日英国大使館 広報部 2003.10

入国査証申請に関するお問い合わせ：駐日英国大使館 領事部査証課
〒102-8381 東京都千代田区一番町 1

ファックス：03-5275-0346 Eメール：visa.tokyo@fco.gov.uk

2003年 月 日より 英国への入国規定に 変更があります。

新しい規則の下では:

- ▶ 学生、労働許可証の保持者、学術研究者、ボランティア活動を行う方等で、
- ▶ 6ヶ月以上滞在する予定で英国を訪れる場合、そして
- ▶ 英国に2003年11月13日当日、あるいは、それ以降に到着する場合は、

英国渡航前にエントリークリアランスを入手しなければなりません。

この変更により、渡航前に入国査証の取得を既に義務づけられている長期滞在者と、上記の条件に該当する方に求められる入国手続が同一のものとなります。この手続きは、不正手段を排除する事によって真正な入国者の遅延を軽減し、英国への入国を前もってより確実なものにし、到着時に入国審査に要する時間を短縮します。

Q 影響を受けるのはどういった人たちですか？

A 6ヶ月以上の滞在を希望して英国を訪れる方すべてが影響をうけます。

Q エントリークリアランスは、どのように申請するのですか？

A 申請者は渡航前に東京の英国大使館に郵便で申請します。申請書は、オンライン(www.ukvisas.gov.uk)で入手することができます。

Q エントリークリアランスを入手するには大使館に行かないといけないのですか？

A いいえ。申請は郵便で提出してください。申請内容により大使館で面接が求められる事があります。その場合、大使館は申請者に連絡をし、面接の日時を決定します。

Q エントリークリアランスは有料ですか？

A はい。現行の料金は学生が36ポンド、6ヶ月以上滞在する労働許可証保持者の場合は75ポンドです（これには労働許可取得に要する料金は含まれていません）。実際の支払いは日本円になります。

Q エントリークリアランスの支払いはどのようにして行われるのですか？

A 当初は現金による支払いのみ受けつけます。料金は申請書類一式（申請用紙、写真2枚、パスポート、申請をサポートする書類）と共に郵送して下さい。

Q 2003年11月12日迄に英国を訪れる場合、エントリークリアランスが必要ですか？

A 2003年11月12日までに英国を訪れる方の入国方法に変更はありません。詳しくは大使館のビザ情報に関するウェブサイト (www.uknow.or.jp/visa) をご参照ください。

Q 11月13日以降はどうなるのですか？

A 11月13日以降に到着し、6ヶ月以上の滞在を希望する方は、渡航前にエントリークリアランスを入手する必要があります。6ヶ月以上の滞在を希望しながらも、エントリークリアランスを取得していない人たちは入国が許可されません。

Q エントリークリアランスの有効期限はどれくらいですか？

A 有効期限は英国での滞在を希望する期間に準じて定められます。

Q 6ヶ月以上の英国滞在を希望して渡航する予定です。エントリークリアランスをいつ申請しなければなりませんか？

A 少なくとも渡航予定日の1ヶ月前です。

Q 英国入国後、滞在資格をビザター（短期滞在者）から学生に切り替えることはできますか？

A いいえ。ビザター（短期滞在者）は他の滞在資格に変更することはできません。しかし、6ヶ月以内の短期留學生として英国に入国した人で、長期留學生として滞在期間を延長したいと考えている人は、英国に於いてレジデンス・パーミット（滞在許可）を申請できます。これは、滞在期間の延長を申請する現在の手続きに類似しています。

Q この取り決めに例外はありますか？

A いいえ。英国に6ヶ月以上滞在したいと考えているEU国籍以外の人たちは、渡航前にエントリークリアランスが必要になります。

Q エントリークリアランスはこの国にある英国の公館でも取得できるのですか？

A いいえ。申請は自国、または居住している国のみで行なえます。

Q 詳しい情報はどこで入手できますか？

A 詳細については、英国ホームオフィスのウェブサイト (www.ind.homeoffice.gov.uk) と英国のビザに関するウェブサイト (www.ukvisas.gov.uk) をご覧ください。さらに詳しい情報については、駐日英国大使館にメール (visa.tokyo@fcو.gov.uk)、あるいは、ファックス(03-5275-0346)でお問い合わせください。

